

地 発 第 5 7 0 号  
平成7年10月26日

各部(室)課(隊)長  
各 参 事 官 殿  
警 察 学 校 長  
各 警 察 署 長

岐阜県警察本部長

交番・駐在所連絡協議会実施要綱の制定について(例規通達)

交番・駐在所が「生活安全センター」として地域安全活動を効果的に推進するためには、地域住民の意見、要望を的確に把握し、地域住民の視点に立った活動を展開する必要がある。特に交番・駐在所連絡協議会は、警察に対する地域社会における身近な問題の提示及び地域住民との検討、協議の場として重要な役割を果たしている。

このため、地域社会との良好な関係を保持し、さらに地域住民の意見、要望を反映した活動を推進するためには、交番・駐在所連絡協議会の一層効果的な運用を図ることが重要となってきたことから、従来の「交番・駐在所連絡協議会設置運用要綱の制定について」(昭和57年7月30日付け外発第269号。以下「旧要綱」という。)を改め、別添のとおり「交番・駐在所連絡協議会実施要綱」により運用することとしたので、効果的な運営に努められたい。

なお、旧要綱は、廃止する。

## 別添

### 交番・駐在所連絡協議会実施要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、交番・駐在所連絡協議会（以下「協議会」という。）を効果的に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 連絡協議会の目的

連絡協議会は、交番又は駐在所（以下「交番等」という。）の所管区において、地域住民等の日常生活に身近な犯罪、事故、災害（以下「犯罪等」という。）の未然防止、災害の拡大防止及び回復並びに的確な検挙活動等を図るため、所管区内の住民等の意見要望等を広く聴取して相互に検討、協議し、警察と地域住民等との連携により、安全で平穏な地域社会の実現を図ることを目的とする。

#### 第3 連絡協議会の設置及び編成

- 1 連絡協議会は、原則として交番等の各所管区を単位として設置し、委員、運営責任者及び運営担当者（以下「構成員」という。）により編成するものとする。
- 2 委員は、地域の実情に精通し、かつ、信望が厚い地域住民等の中から、職業、年齢、性別等の均衡に配慮して幅広く選定するものとする。ただし、組織的な要望意見等を的確に反映するため、委員のおおむね半数は、次に掲げる者の中から選定するものとする。
  - (1) 自治会、町内会等の役員
  - (2) 自治体又は公的機関の職員
  - (3) 地区防犯協会、地区交通安全協会等警察関係団体の構成員
  - (4) その他連絡協議会の目的に準じた活動を行う団体等の構成員
- 3 委員の選定に際しては、他部門と緊密に連携して総合的に決定すること。
- 4 委員はおおむね2年ごとに見直すものとし、再任を妨げないものとする。

#### 第4 会議の開催

- 1 連絡協議会の会議は、定期会議及び臨時会議とする。
- 2 定期会議は、原則として年4回以上開催するものとする。
- 3 臨時会議は、地域で犯罪等が連続的に発生するなど、地域住民等に不安が生ずるなど地域の問題解決に必要な場合等に随時開催するものとする。
- 4 会議は、構成員のほか、会議のテーマ等に応じて、運営責任者が必要と認める地域住民等の参加を得て開催することができるものとする。
- 5 会議の開催に当たっては、関係部門から係員の派遣及び資料の提供など、必要な協力を要請するものとする。

#### 第5 運営責任者及び運営担当者の任務

##### 1 運営責任者

- (1) 運営責任者は、交番については交番所長を、1人配置の交番、駐在所については当該勤務員を、交番所長の配置のない交番及び複数勤務の駐在所については、上位の階級又は先任者をもって充てるものとする。ただし、複数の所管区を統合した連絡協議会及びその他必要と認めるときは警察署長が指定するものとする。
- (2) 運営責任者は、連絡協議会を主宰し、会議の円滑な運営と活性化に努め、警察各部門との連携を図るものとする。

##### 2 運営担当者

- (1) 運営担当者は、連絡協議会を設置した所管区の勤務員全員が当たるものとする。
- (2) 運営担当者は、巡回連絡、警ら等の外部執行を通じて情報交換に努めるとともに、必要事項の

連絡に当たるものとする。

## 第6 連絡協議会設置の特例

地域の特性等により、連絡協議会を交番等の各所管区を単位として設置することが適切でないと思われる場合、警察署長は次の連絡協議会を設置することができるものとする。

### 1 単位連絡協議会

限定された地域又は広範囲な地域の特殊事情に応じた地域安全活動を推進するため、所管区を分割し、又は、複数の所管区を統合して設置するものとする。

### 2 職種等連絡協議会

所管区等を単位とせず、特定の職種、犯罪の被害対象等に着眼して、対象及び目的を限定した地域安全活動を推進するため必要があるときに設置するものとする。

### 3 準用

単位連絡協議会及び職種等連絡協議会の運営に当たっては、第3から第5までの規定を準用するものとする。

## 第7 連絡協議事項

連絡協議会は、次の事項について地域住民等に情報を提供するとともに、地域住民等の意見、要望を聞いて相互に必要な検討、協議を行うものとする。

- (1) 地域住民等に身近な犯罪等の防止に関する問題
- (2) 震災等災害対策、発生時の連絡方法、相互協力に関する問題
- (3) その他地域住民等の生活の安全と平穏に関する問題

## 第8 留意事項

1 警察署地域課（係）長及びブロック長は、連絡協議会の趣旨、目的、実施要領等について十分な事前教養を実施するほか、会議内容及び推進状況を把握し、必要に応じて他機関との連絡調整や具体的な支援体制をとるものとする。

2 警察署長は、会議の開催に際して必要と認める場合は、他係幹部等を会議に参加させ又は支援させるなど組織的な対応に努めること。

## 第9 報告

連絡協議会の設置及び運営状況については、実施の都度、連絡協議会運営状況報告書（別記様式）により、警察本部長に報告すること。

別記様式（第9関係）

連絡協議会運営状況報告

岐阜県警察本部長 殿

警察署長

（ 年 回目）

連絡協議会の名称				交 番 ・		交 番	
設 置 年 月 日		年 月 日		駐 在 所 名		駐 在 所	
開 催 日 時		年 月 日		自 時 至 時		会議の種別 定期・臨時	
臨時会議の目的				臨時会議開催数		年 回目	
開 催 場 所							
出 席 者 民	委 員	役職名等	氏 名	警 察	地 域	階 級	氏 名
			( 名)				( 名)
	住 民	役職名等	氏 名		他 係 幹 部 等		( 名)
			( 名)			運 営 責 任 者	
開 催 結 果	連 絡 協 議 事 項			協 議 結 果 等			
要望、意見等							
特 記 事 項							